

一宮市消防本部告示第2号

必要な知識及び技能を有する者の指定の件(平成4年一宮市消防本部告示第1号)の一部を次のように改正し、令和8年3月31日から施行する。

令和8年3月23日

一宮市消防長 帖佐 義文

| 現行 | 改正後 |
|---|--|
| 略 1 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、 <u>第7条の2第2項</u> 、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらの者と同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (1)・(2) 略 2・3 略 | 略 1 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、 <u>第7条の2第2項、第7条の3第2項</u> 、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらの者と同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (1)・(2) 略 2・3 略 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。